

所得税確定申告と市県民税申告のお知らせ

申告期間はどちらも2月16日(月)～3月16日(月)

所得税の確定申告が必要な人

平成26年中の収入に対して、次のいずれかに該当する人は所得税の確定申告が必要です。

- ▼給与所得がある場合：
 - 給与の収入額が2千万円を超える人。
 - 主たる給与以外の給与収入と、その他の所得の合計額が20万円を超える人。
 - 年末調整をされていない人など。
- ▼給与所得がない場合：
 - 所得の合計額が、所得控除の

合計額を超える人。

- ※ 所得の合計額とは、営業・農業・不動産・譲渡などの合計額です。
- ※ 所得控除には、社会保険料控除・生命保険料控除・地震保険料控除・配偶者控除・扶養控除などがあり、その人の所得から差し引くこと(控除)ができます。

また、次に該当する人は、申告をお忘れにならないようご注意ください。

- 国民健康保険に加入されている人(平成26年中に所得が全く無かった人も含みます)。
- 平成26年中の収入に対して、次のいずれかに該当する人。
 - 営業・農業・不動産・譲渡などの所得があった人。
 - 給与(日雇い・パートなどを含む) 所得者で、次のいずれかに該当する人。
 - ① 勤務先から、市に給与支払報告書が提出されていない人(金額に関わらず全ての給与が申告の対象です)。
 - ② 給与所得以外に所得がある人(所得税の確定申告をされた人を除きます)。

市県民税申告が必要な人

平成27年1月1日現在、郡上市に住所がある人は、所得の有無に関わらず、申告書の提出をお願いします(所得税の確定申告をされた人は申告の必要はありません)。

また、次に該当する人は、申告をお忘れにならないようご注意ください。

住宅借入金等特別控除の改正

市県民税の申告書が届いた人で、市県民税の申告が必要ない場合は、申告書の裏面が重要な確認資料となります。その場合は申告書裏面「通信欄」にのみ、該当事項をご記入ください。

なお、市県民税申告が必要人は、申告書表面・裏面ともご記入の上、記名、押印して提出してください。

適用期限が平成29年12月31日まで延長されました。なお、一般の住宅で、居住年が平成26年1月～平成26年3月の場合、借入限度額2千万円、控除率1.0%、控除期間10年間、最大控除限度額200万円となり、居住年が平成26年4月～平成26年12月の場合、借入限度額4千万円、控除率1.0%、控除期間10年間、最大控除限度額400万円となります。ただし、旧消費税率で契約の場合は、平成26年3月までの限度額等となります。

※問い合わせ：税務課市民税係
Tel. 67・1837

市県民税申告書は、2月の初めにお届けします。申告の時に慌てることのないよう、必要な書類等は事前に準備し大切に保管しておいてください。

申告の時期がやって来ると「私の場合はどんな申告をしたらいいのだろう?」と毎年疑問に思っている人は、きっとあなただけではありません。そんな声にお応えして、あなたに必要な申告がわかるフローチャートを作成しましたので、次ページを参考にしてください。

平成23年分の所得税確定申告から、公的年金等の収入金額が400万円以下の人で、公的年金に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税の確定申告は不要となりますが、控除の追加・変更等がある場合は市県民税の申告が必要です。ご注意ください。

※ただし、二重に扶養をしていることが判明した場合は、どちらか一方が扶養を外す確定申告が必要となりますので、ご注意ください。



